

平成22年9月2日

## 災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における 被保険者記録の回復基準（案）

### 1. 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における当該被保険者記録の回復基準について定める。

### 2. 本基準の対象となる国民年金の被保険者記録

年金事務所等及び市区町村において保管する名簿等が滅失又は棄損し、被保険者記録を確認することができないもの。（年金事務所等又は市区町村のいずれかで被保険者記録が確認できる場合は、その内容に基づき記録を回復することとする。）

### 3. 回復基準

#### (1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

① 資格記録については、以下に挙げる法令に定める要件に該当していたことを各種資料（本人が所持する年金手帳、戸籍謄本等）により確認した上でこれを特定する。

- ・ 日本国内に住所を有していたか
- ・ 被用者年金制度の被保険者資格を有していたか
- ・ 婚姻の事実があったか 等

② 各種資料が存在しない場合は、法令に定める資格要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づいた資格記録とする。

#### (2) 納付記録

納付記録については、本人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料を基に総合的に判断することとし、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づき納付記録を回復する。